

5. 河川整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所、並びに当該工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

5.1.1 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標の達成に向け、災害の発生状況、事業効果、上下流・本支川のバランス、コスト縮減等を考慮して整備を行います。

(1) 段階的な河川整備の考え方

1) 継続事業の早期完成

近年において、頻発している法勝寺川（青木地区等）の内水被害の軽減を図るため、支川処理、河道掘削等の事業を実施します。なお、法勝寺川の築堤等の土砂材料を法勝寺川から採取することにより、コスト縮減を図ります。




2) 日野川中流地区の河川整備

日野川中流地区の治水安全度を向上させるため、当該地区の築堤、河道掘削、堰改築等により流下能力の確保を図ります。

3) 法勝寺川の河川整備

青木地区等の法勝寺川下流区間の流下能力向上後、法勝寺川全体の流下能力確保のため、築堤、河道掘削等を順次実施します。

表 5.1.1 段階的な河川整備の考え方

整備区間	主な整備内容	本計画期間
日野川中流地区	築堤（断面確保）、河道掘削、堰改築、堰存置・継足し	
法勝寺川	河道掘削、支川処理（青木地区等）	
	築堤（断面確保）、河道掘削	

5. 河川整備の実施に関する事項

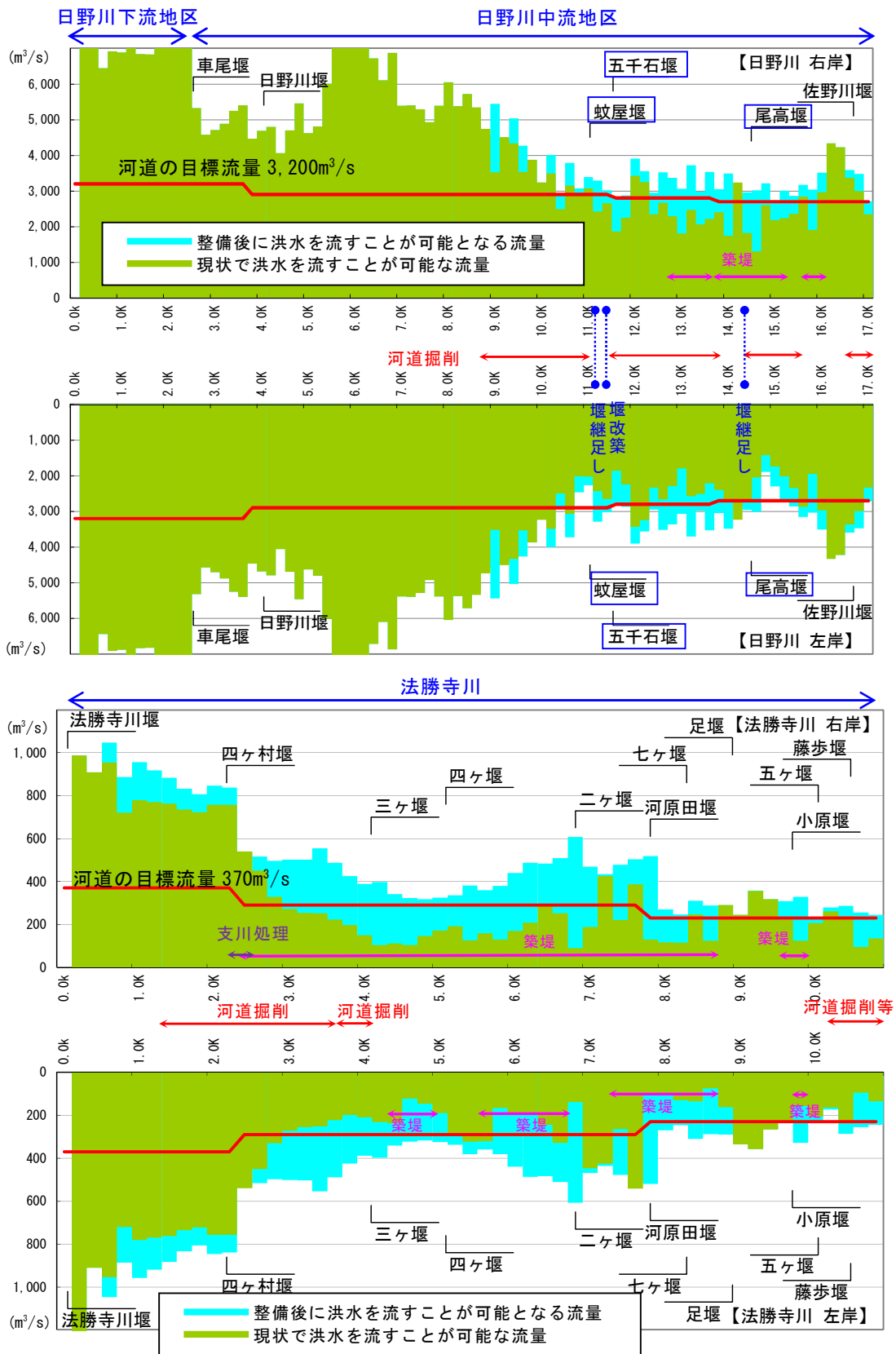


図 5.1.1 流下能力図 (整備後)

(2) 築堤、河道掘削等

築堤については、堤防の高さや幅が不足している区間の整備を実施します。また、流下能力が不足する箇所では、流下能力確保のための掘削、堰改築等を実施します。

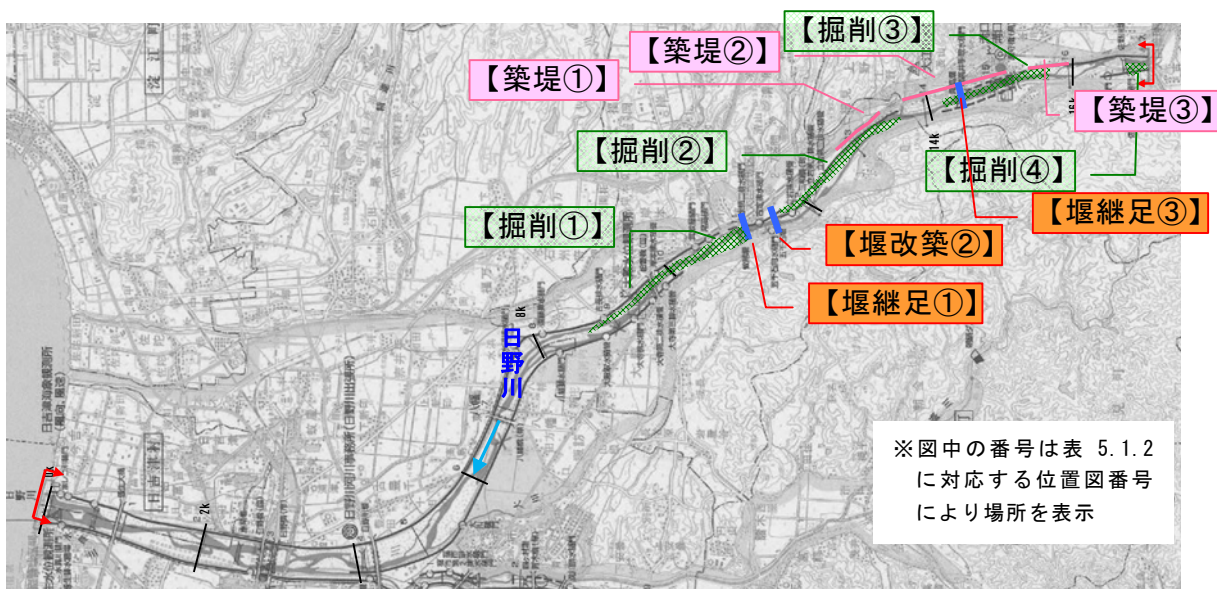
さらに、堤防詳細点検により浸透に対して安全性が不足する箇所については、堤防の浸透対策を行います。

耐震対策については、今後新たな知見が得られた場合はその都度、調査・検討を行い、緊急的な対策が必要と判断される場合には、速やかに対処します。

これらの整備にあたっては、動植物の生息・生育・繁殖環境を把握し、整備に対する影響を極力小さくするための保全対策の検討等を行い、河川環境に配慮した整備を行います。また、必要に応じて整備後の経過監視等を実施し、良好な河川環境の保全に努めます。

表 5.1.2 河川工事の種類及び施行の場所（日野川中流区間）

河川	整備内容	地区名	区間	位置図番号
日野川	築堤(断面確保)	立岩	12.8k～13.6k (右岸)	【築堤①】
		溝口	13.8k～15.2k (右岸)	【築堤②】
		溝口	15.6k～16.0k (右岸)	【築堤③】
	河道掘削	大寺・岸本	8.6k～11.0k	【掘削①】
		岸本・立岩・小町	11.6k～13.8k	【掘削②】
		溝口・宇代	14.2k～15.6k	【掘削③】
		溝口・中祖	16.8k～17.0k	【掘削④】
	堰改築・継足し	大寺・岸本	11.1k (蚊屋堰継足し)	【堰継足①】
		小町・岸本	11.5k (五千石堰改築)	【堰改築②】
		宇代・溝口	14.5k (尾高堰継足し)	【堰継足③】



注) 実施箇所や範囲については、今後の調査等の結果により変わる場合があります。

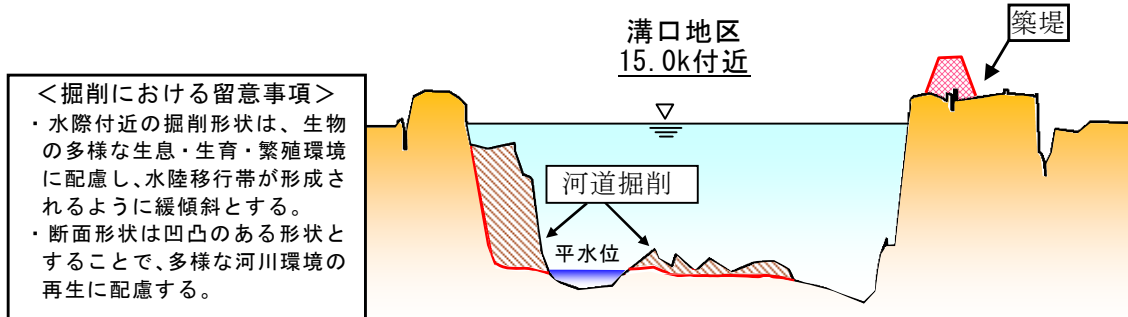
図 5.1.2 河川の整備を実施する区間の位置図(日野川中流区間)

1 **1) 日野川中流区間の築堤（断面確保）**

2 日野川中流区間の築堤については、堤防の高さや幅が不足している区間の
3 整備を実施します。

4 なお、築堤にあたっては多様な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮しま
5 す。特に、保全上重要な区域を改変する場合には、瀬淵や緩やかな勾配の水
6 際等を保全します。

- 7 ・日野川(立岩地区 : 12.8k~13.6k 右岸) 【築堤①】
8 (溝口地区 : 13.8k~15.2k 右岸) 【築堤②】
9 (溝口地区 : 15.6k~16.0k 右岸) 【築堤③】



18 注) 整備区間や堤防及び掘削の形状については今後の調査等の結果により変わる場合があります。

19 **図 5.1.3 築堤（断面確保）のイメージ図**

20

21 **2) 日野川中流区間の河道掘削**

22 日野川中流区間の河道掘削については、流下能力が不足する箇所の掘削を
23 実施します。

24 なお、大寺・岸本地区の河道掘削は、当該地点上流で実施する河道掘削等
25 による流下能力の向上を踏まえ、下流にある市街地の災害リスクをできる限
26 り小さくする観点から実施するものです。

- 27 ・日野川(大寺・岸本地区 : 8.6k~11.0k) 【掘削①】
28 (岸本・立岩・小町地区 : 11.6k~13.8k) 【掘削②】
29 (溝口・宇代地区 : 14.2k~15.6k) 【掘削③】
30 (溝口・中祖地区 : 16.8k~17.0k) 【掘削④】

31 日野川中流区間の河道掘削にあたっては、多様な動植物の生息・生育・繁
32 殖環境に配慮して掘削高を設定します。特に、保全上重要な区域を改変する
33 場合には、瀬淵や緩やかな勾配の水際等の保全に努めます。

34 また、樹林化した砂州の一部を掘削（攪乱）する試験掘削結果を踏まえ、
35 必要に応じて掘削断面の形状に反映します。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38

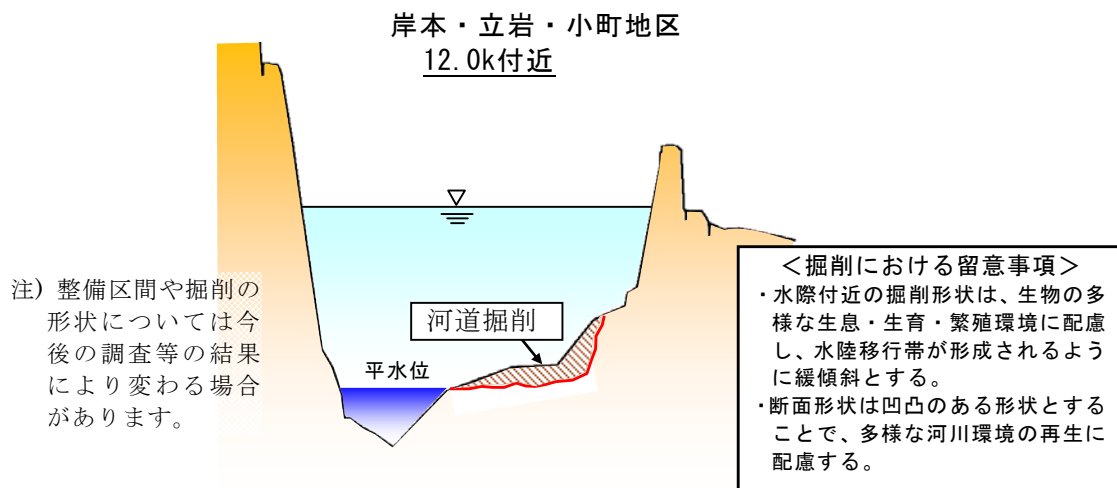


図 5.1.4 河道掘削のイメージ図

3) 日野川中流区間の堰改築・継足し

日野川中流区間の堰改築・継足しについては、流下能力が不足する箇所の堰改築等を実施します。

- ・日野川(大寺・岸本地区 : 11.1k 蚊屋堰継足し) 【堰継足①】
- (小町・岸本地区 : 11.5k 五千石堰改築) 【堰改築②】
- (宇代・溝口地区 : 14.5k 尾高堰継足し) 【堰継足③】

堰改築等にあたっては、施設管理者と十分調整を図るとともに、魚道整備も実施します。河床変動に対しては十分に調査、検討を行い、堆積による堰操作時の機能障害、深掘れによる損傷等施設への被害が生じないように配慮します。



図 5.1.5 日野川中流区間の堰改築・継足しの位置図

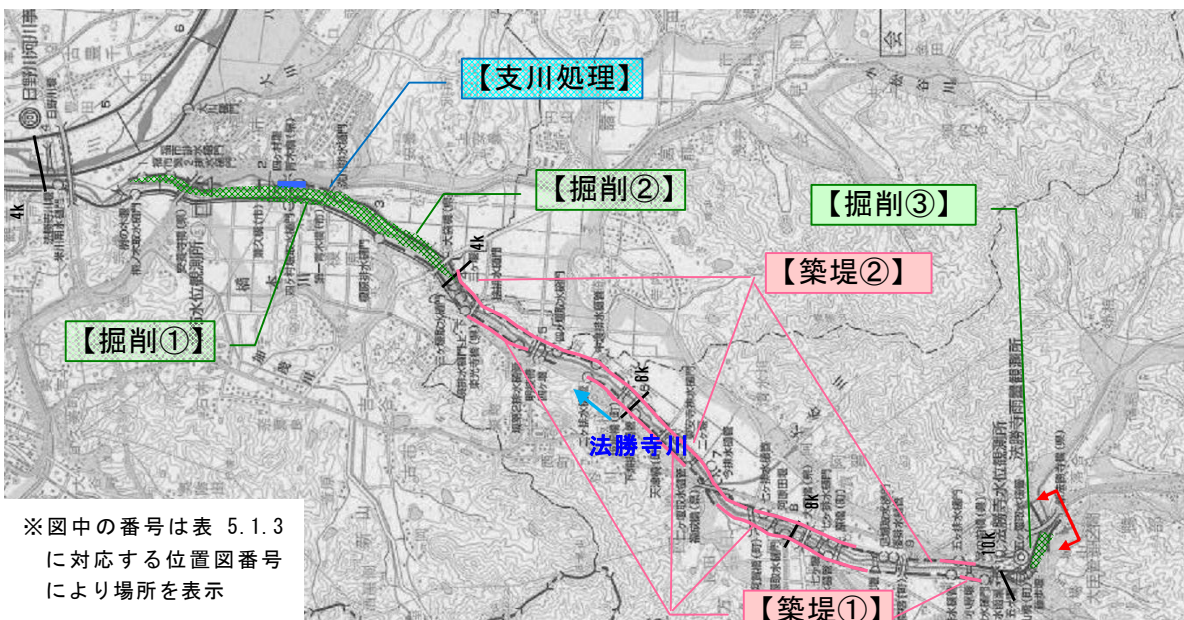
5. 河川整備の実施に関する事項

1

表 5.1.3 河川工事の種類及び施行の場所（法勝寺川）

河川	整備内容	地区名	区間	位置図番号
法勝寺川	築堤(断面確保)	原	4.0k ~5.0k (左岸)	【築堤①】
			5.6k ~6.8k (左岸)	
			7.4k ~8.8k (左岸)	
			9.8k (左岸)	
	築堤(断面確保)	法勝寺	4.0k ~5.0k (右岸)	【築堤②】
			5.0k ~8.6k (右岸)	
			9.6k ~9.8k (右岸)	
	河道掘削	青木・榎原	0.8k ~3.6k	【掘削①】
		法勝寺・榎原	3.6k ~ 4.0k	【掘削②】
		法勝寺・原	10.0k ~10.8k	【掘削③】
支川処理対策	青木	2.2k ~ 2.6k	【支川処理】	

2



3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

注) 実施箇所や範囲については、今後の調査等の結果により変わる場合があります。

16

17

図 5.1.6 河川の整備を実施する区間の位置図（法勝寺川）

18

19

20

21

22

23

24

25

4) 法勝寺川の支川処理対策

法勝寺川の支川処理対策については、四ヶ村堰から小松谷川合流点までの区間において、小松谷川の水位を低下させるため背割堤を整備します。

・法勝寺川(青木地区 : 2.2k ~2.6k 支川処理対策) 【支川処理】

背割堤の整備にあたっては、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮します。特に、保全上重要な区域を改変する場合には、瀬淵や緩やかな勾配の水際等を保全します。



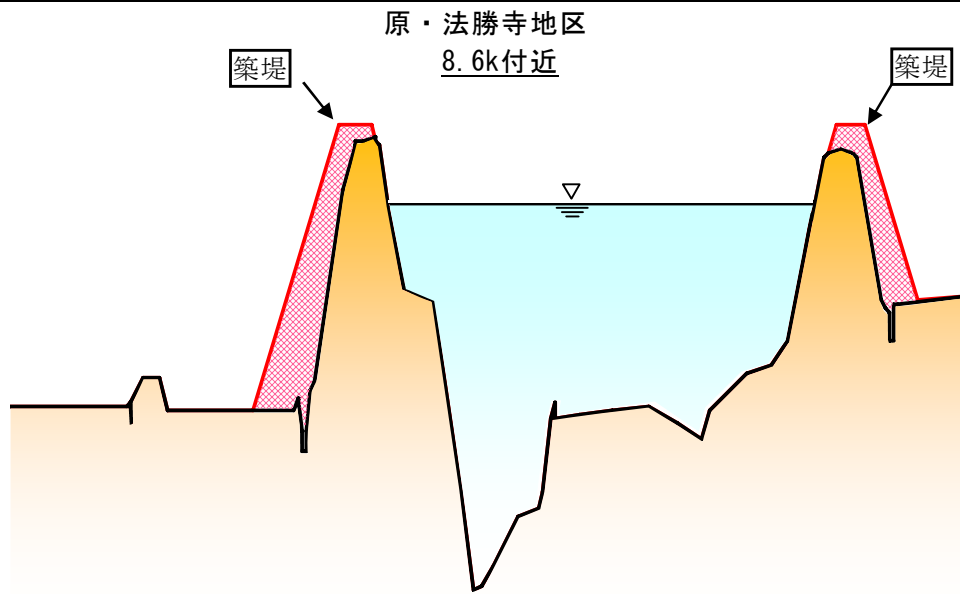
図 5.1.7 法勝寺川支川処理対策位置図

5) 法勝寺川の築堤（断面確保）

法勝寺川の築堤については、堤防の高さや幅が不足している区間の整備を実施します。

・法勝寺川(原地区 : 4.0k~5.0k 左岸) 【築堤①】
 (原地区 : 5.6k~6.8k 左岸)
 (原地区 : 7.4k~8.8k 左岸)
 (原地区 : 9.8k 左岸)
 (法勝寺地区 : 4.0k~5.0k 右岸) 【築堤②】
 (法勝寺地区 : 5.0k~8.6k 右岸)
 (法勝寺地区 : 9.6k~9.8k 右岸)

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37



注) 整備区間や掘削の形状については今後の調査等の結果により変わる場合があります。

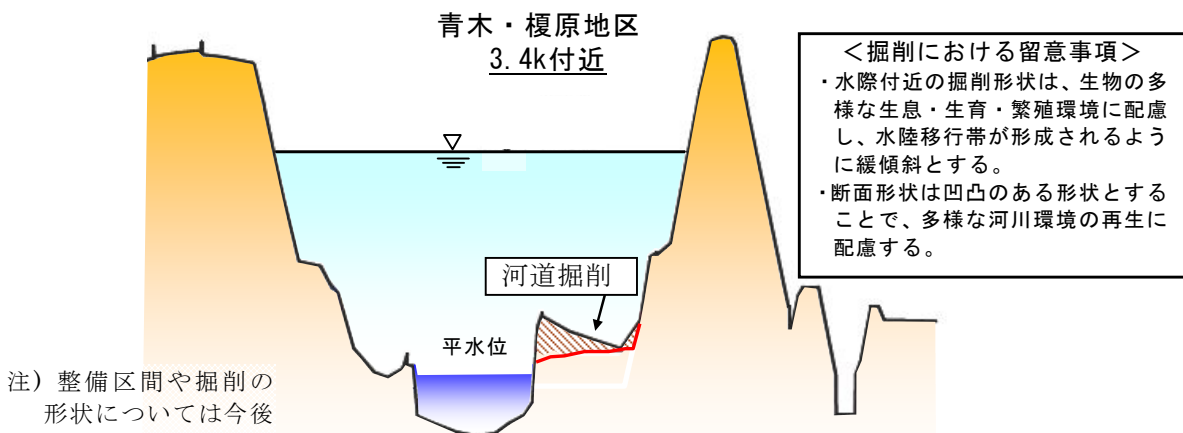
図 5.1.8 築堤（断面確保）のイメージ図

6) 法勝寺川の河道掘削

法勝寺川の河道掘削については、流下能力が不足する箇所の掘削を実施します。

- ・法勝寺川(青木・榎原地区 : 0.8k～3.6k) 【掘削①】
- (法勝寺・榎原地区 : 3.6k～4.0k) 【掘削②】
- (法勝寺・原地区 : 10.0k～10.8k) 【掘削③】

なお、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮して掘削高を設定します。特に、保全上重要な区域を改変する場合には、瀬淵や緩やかな勾配の水際等を保全します。



注) 整備区間や掘削の形状については今後の調査等の結果により変わる場合があります。

図 5.1.9 河道掘削のイメージ図

(3) 構造物の耐震対策及び津波対策

鳥取県西部地震断層や佐渡島北方沖または鳥取県沖近海等の現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持って鳥取県に影響を及ぼすと考えられる地震動に対して、堤防等河川管理施設の安全性を照査したうえで必要な対策を実施し、被害の軽減を図ります。

また、津波の襲来に備え、河川管理施設の補強等を行います。

表 5.1.4 河川工事の種類及び施行の場所（耐震対策・津波対策）

河 川	整備内容	地区名	区 間	備考
日野川	河川管理施設の補強等	皆生	0.15k（左岸）	水貫川樋門



図 5.1.10 水貫川樋門位置図

(4) 内水対策

法勝寺川沿川において家屋の浸水被害が頻発している地域については、関係自治体等と連携を図りながら適切な役割分担のもと、必要に応じて被害軽減に向けた対策を進めます。

(5) 堤防の安全性向上対策

堤防詳細点検結果を踏まえ、堤体への浸透に対して安全性照査基準未満の区間については、優先度や対策工法を検討したうえで堤防浸透対策を行います。

また、築堤（断面確保）を実施する区間のうち、浸透に対する安全照査基準未満の区間は、築堤と併せて対策を行います。

1

表 5.1.5 河川工事の種類及び施行の場所（堤防浸透対策）

河 川	整備内容	地区名	区 間	備考
日野川	堤防浸透対策	浦津	3.0k 付近 (右岸)	
	築堤(断面確保・堤防浸透対策)	溝口	14.3k ~14.5k (右岸)	築堤と併せて対策を実施
法勝寺川	堤防浸透対策	安養寺	3.0k 付近 (左岸)	
	築堤(断面確保・堤防浸透対策)	原	5.6k ~6.8k (左岸)	築堤と併せて対策を実施
			7.4k ~8.8k (左岸)	
			9.8k (左岸)	
		法勝寺	4.0k ~5.0k (右岸)	
5.0k ~8.6k (右岸)				

2

※今後、詳細に設計を実施する中で変更となる場合があります。

3

5

(6) さらなる治水安全度の向上に資するための調査・検討

6

地球温暖化に伴う気象変化による大雨の頻度増加や、台風の強大化等が懸念されている状況下にあることから、日野川水系河川整備基本方針を目標とし今後、日野川水系全体の治水安全度を段階的に向上させるために、既設ダムの有効活用（再開発等）について、調査・検討を進めます。

7

8

9

10

11

12

5.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

水道用水、工業用水、農業用水等の利水の現況、動植物の保護、漁業、景観を考慮した流水の正常な機能を維持するため、車尾地点で概ね 6m³/s（通年）の確保に努めます。安定的、継続的な水利用を可能にするため、渇水時の情報提供、関係機関との情報伝達体制の整備・調整を図るとともに菅沢ダムの容量の有効活用について調査・検討を進めます。

5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 動植物の生息・生育・繁殖環境の整備と保全

河川整備にあたっては、各地区それぞれの特徴や生態系ネットワーク*に配慮した河川整備を推進します。河川整備にあたって、動植物への影響が懸念される場合は、河川水辺の国勢調査における各分野のアドバイザーからご指導いただきながら対応を検討します。

また、事前調査により重要な動植物の生息・生育・繁殖環境が確認された場合には、希少性を勘案し、ミティゲーションの検討を行い可能な限り保全に努めます。

* 生態系ネットワーク：

野生の生きものが必要とする繁殖の場や餌場、休息の場などの様々な場と、渡りや繁殖、巣立ち、採餌、休息など様々な目的の移動経路の繋がりのこと。

生きものが必要とする場と生きものの移動経路から構成される生態系ネットワークが失われた場合には、繁殖がうまくいけなくなる等、生きものの存在にも支障を来す場合がある。

また、生態系ネットワークの取り組みにより、生物多様性の保全、魚などの自然資源の確保、レクリエーション機会の増加など、様々な効果も期待される。



図 5.1.11 生態系ネットワークイメージ図

1) 日野川下流区間

日野川下流地区の中州や河口砂州は、多様な生物の生息・生育・繁殖環境となっており、河川整備を実施する際には、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した多自然川づくりに努めます。



1 **2) 日野川中流区間**

2 日野川中流地区は、瀬淵や河原、河道内の植生等、魚類・両生類、鳥類等
3 にとって多様な環境が形成されており、河川整備を実施する際には、動植
4 物の生息・生育・繁殖環境に配慮した多自然川づくりに努めます。

5
6 **3) 法勝寺川**

7 法勝寺川は緩やかな流れのみお筋と砂底の河
8 床が形成されており、魚類・鳥類・抽水植物等
9 にとって良好な生息・生育・繁殖環境となっ
10 ています。

11 また、環境省 RL：絶滅危惧 I A 類、鳥取県 R
12 DB：絶滅危惧 I 類に指定されているミナミアカ
13 ヒレタビラ（魚類）の生息が確認されている県内
14 でも数少ない河川です。河川整備を実施する際
15 には、希少種生物の生息環境の保全に配慮した多自
16 然川づくりに努めるとともに、多様な動植物が生
17 息・生育・繁殖する自然環境を保全し、必要に応
18 じて保全対策を検討します。



ミナミアカヒレタビラ
(環境省 RL 絶滅危惧 I A 類
鳥取県 RDB 絶滅危惧 I 類)

19
20 **(2) 魚類等のすみやすい川づくり**

21 魚類等の生息・生育・繁殖環境としてすみやすい川づくりを実現していく
22 ため、遡上・降下環境の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携・調整
23 し河川の連続性の確保が図られるよう努めます。

24
25 **(3) 外来種対策**

26 河川整備等による外来生物の導入および持ち出しの防止に努めるほか、河
27 川水辺の国勢調査等の情報により、「特定外来生物による生態系等に係る被害
28 の防止に関する法律」に基づく陸生植物 5 種（オオキンケイギク、オオハン
29 ゴンソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オオカワヂシャ）の生息範囲等を
30 把握し、必要に応じて対策を実施します。

1 (4) 人と河川の豊かなふれあいの場の確保

2 河川空間の整備にあたっては、日野川水系河川環境管理基本計画*（日野川
3 水系空間管理計画）を踏まえ、良好な河川環境の保全、関係自治体や地域住民
4 のニーズを踏まえた自然とのふれあいや環境学習、イベントやレクリエーション
5 活動等、水辺空間とのふれあいを体験できる河川空間の確保に努めます。



13 日野川運動公園の利用状況



15 法勝寺川沿川の桜並木

16 * 河川環境管理基本計画：

17 河川の治水および利水機能を確保しつつ、河川環境の管理に関する施策を総合的かつ計画的に実
18 施するための基本的な事項を定めたもの。日野川水系河川環境管理基本計画は、河川空間に対する
19 社会的要請に対して、河川空間の公共的な利用により、地域住民の生活環境の向上を図ることが
20 可能な区域を対象として「河川空間管理計画」を定めている。

21 (5) 河川景観の保全、形成

22 日野川・法勝寺川における良
23 好な景観の保全・形成につい
24 ては、米子市内全域が景観計
25 画区域となっています。河川
26 の水辺は、人々に安らぎや潤
27 いを与える良好な景観資源
28 であるため、大山等の山並み
29 と調和した水辺景観の保全・
30 形成に努めます。

31 また、河道内の樹木の繁茂は、
32 流下阻害や河川巡視の妨げに
33 なるばかりでなく、礫河原や
34 砂州移動、瀬淵が連続する川
35 らしいイメージを損なう原因
36 となる場合があります。この
37 ため、流下阻害や景観阻害と
38 なる樹木については、必要に
39 応じ伐採を行います。伐採に
40 あたっては生物の生息・生育・
41 繁殖環境や良好な水辺景観の
42 保全等に配慮します。



21 日野川と大山

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川は、洪水時や渇水時等、日々その状態を変化させていることから、河川を適正に維持管理するためには状態を常に監視し、評価、改善することが重要です。

日野川及び法勝寺川の河川特性を十分に踏まえ、河川管理の目標、目的、重点箇所、実施内容等の具体的な事項を定める「河川維持管理計画」を基に、計画的な維持管理を継続的に行います。また、「河川維持管理計画」の運用に当たっては、日野川及び法勝寺川の状態を把握し、維持管理対策を行い、得られた知見の分析・評価を反映する「サイクル型維持管理」体系を構築し、適宜見直しを行います。さらに効果的・効率的な維持管理に努めます。

なお、河川の維持管理の実施にあたっては、新技術の活用の可能性を検討するとともにコスト縮減に努めます。

その一助として、日常の調査・点検結果を「河川カルテ」*として記録・保存し、河川管理の基礎データとして活用します。

さらに、地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理を進めるため、河川に関するさまざまな情報を共有し、また地域の取り組みと連携した河川整備等により、住民参加型の河川管理の構築に努めます。

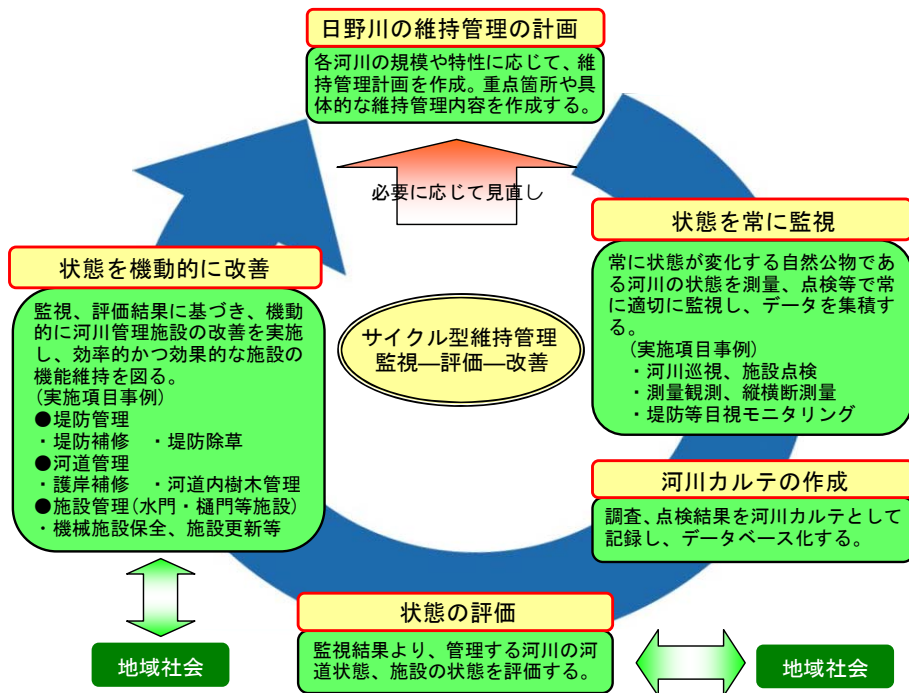


図 5.2.1 サイクル型維持管理のイメージ

* 河川カルテ：
河川巡視・点検による河川構造物の被災履歴や河道変状の情報等を整理し記録したもの。

5.2.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(1) 水文・水理観測

治水・利水計画の検討や洪水予測及び洪水時の対応等の重要な基礎資料として雨量及び水位、流量（平常時・洪水時）観測を行います。また、データ不良や欠測等がないよう観測施設の適正な維持管理に努めます。

(2) 河道特性調査

河道形状の変化や河川とその周辺状況の把握等のため、縦横断測量を定期的に行います。また、必要に応じて河床材料調査や河道内樹木調査、平面測量・航空写真測量及び航空写真等の撮影等を実施し、河川管理のための情報を適切に収集します。

(3) 河道の維持管理

定期的に河川巡視や縦横断測量等を行い、河岸の侵食や河床低下、土砂の堆積など河道の状況の把握に努め、洪水の流下に支障が生じる恐れがある場合には、堆積土砂の除去など適切な措置を実施します。

特に、日野川本川の河口から 10km 付近および法勝寺川合流点付近については、土砂が堆積しやすく、氾濫した場合に想定される被害も大きいことから、重点的な監視区間として定量的な管理基準を定め、河道流下能力の適正な維持に努めます。

なお、砂利採取計画の認可（砂利採取法第十六条）の申請があった場合、河川管理者が審査を行い、計画を認可した上で、河道内の砂利採取が実施されることがあります。また、別途河川法の手続きが必要となる場合もあります。

(4) 河道内樹木の管理

河道内の樹林化は、洪水の流下阻害や樹木と堤防の間に高速流を発生させて堤防を侵食する等、治水上の安全性を低下させるおそれがあります。また、土砂の捕捉により砂州の固定や陸地化が進行し、環境や景観を損うおそれがあります。

このため、樹木の成長や繁茂の状況を定期的に調査するとともに、計画的に伐採を行う必要があります。

一方、河道内の樹木はその周辺に生息する生物にとって重要な生息環境であることから、それらの機能の保全に配慮しつつ、河道内の流下能力や堤防等の施設の安全性の確保、瀬・淵や礫河原等の環境や景観の保全を図ります。

また、伐採木等の希望者への提供など資源としての有効活用やコスト縮減を図ります。



伐木の無償提供

1 **(5) 河口砂州の維持掘削**

2 一定規模以上の洪水により河口砂州はフラッシュされますが、確実にフラッ
3 シュを促進させるため、継続的に河口砂州を維持掘削します。

4
5 **(6) 堤防の維持管理**

6 河川巡視や点検等により、堤防にクラック、
7 わだち、裸地化、湿潤状態等の変状を発見した
8 場合は、河川カルテに記録した上で、当該箇所
9 の状態把握を継続するとともに、堤防機能に支
10 障が生じると判断される場合には必要な対策を
11 行います。また、堤防のり面に動物による巣穴
12 等を発見した場合には、適切な補修方法等を検
13 討し、必要に応じた対策に努めます。



堤防除草の実施状況

14 堤防等の除草については、堤防や河川管理施設の状態把握、あるいは河川の
15 状態を把握するため、日野川河川維持管理計画で定める適切な頻度で実施しま
16 す。

17 また、オオカワヂシャ、オオキンケイギク等の特定外来生物については、「特
18 定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に従って拡散の防
19 止に努めます。

20 高水敷等の除草・樹木伐採については、河川巡視や水文・水理観測等に支障
21 がないよう、必要に応じて適切に行います。

22
23 **(7) 樋門・樋管、排水機場等の維持管理**

24 日野川・法勝寺川の国管理区間の堤防には、樋門・樋管、排水機場等の河川
25 管理施設が多く設置されており、河川管理施設の機能を保持するためのモニタ
26 リングを継続し、クラックの発生、コンクリートの劣化、沈下等、施設の機能
27 の維持に支障が生じると判断される場合には、必要な対策を実施します。

28 ライフサイクルコストの縮減を検討し、管理施設の長寿命化に努めるほか、
29 操作員の高齢化や人員不足の問題に対して、施設の更新時期等に合わせ、樋
30 門・排水機場の遠隔操作や自動化等の推進に努めるとともに、確実な河川管理施
31 設の操作が行えるよう操作員の確保及び技術の継承に努めます。

(8) 菅沢ダムの維持管理

菅沢ダムについては、ダムが有する洪水調節、利水補給等の機能が発揮されるよう、ダムを長期にわたって適正に運用するため、日常的な点検整備、計画的な維持管理を行います。

洪水時の高水管理*は、下流河川の整備状況を踏まえて、効率的かつ効果的な洪水調節を行うこととし、基準地点車尾における本計画の目標流量に対して、適切な洪水調節を行うよう運用します。

なお、洪水等によるダムからの放流時は、放流警報や河川巡視等を行い、下流の河川利用者等の安全確保に努めます。

また、気候の変化や流域の状況、地域の将来像等を踏まえつつ、ダムの治水、利水の機能を最大限発揮できるよう、ダムの運用等について、調査・検討を行います。

* 高水管理：

台風、豪雨等による洪水被害を防止・軽減するため、河川水を管理すること。

(9) 日野川堰・法勝寺川堰の管理

日野川堰・法勝寺川堰の機能を適切に発揮させるとともに、適正なゲート操作等の管理・運用を行うために、定期的な点検整備や計画的な老朽化施設の更新・修繕等を継続して行います。

また、日野川堰・法勝寺川堰上流の堆積土砂については、定期的な測量等を実施し、必要に応じて堆積土砂の撤去を行います。

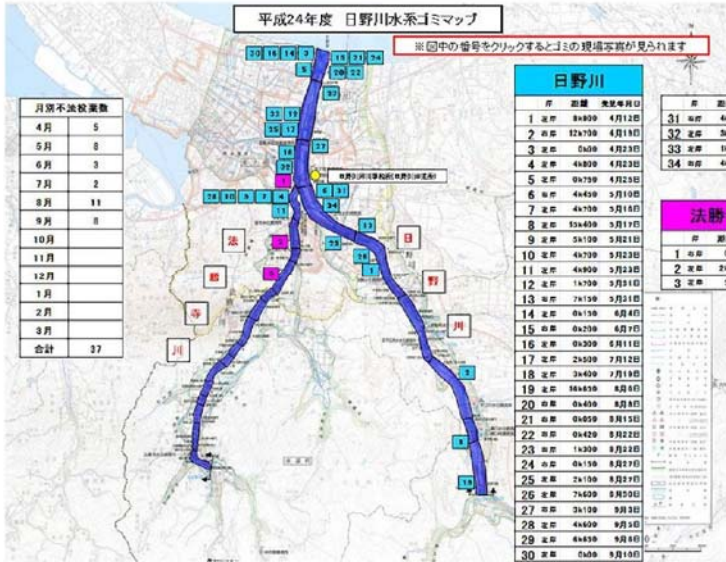
(10) 許可工作物の維持管理

取水堰、橋梁や樋門・樋管等の許可工作物は、老朽化の進行等により機能や洪水時等の操作に支障が生じるおそれがあるため、施設管理者と合同で定期的に確認を行うことにより、施設の管理状況を把握し、定められた基準等に基づき適正に管理されるよう、施設管理者に対し助言・指導を行います。

5. 河川整備の実施に関する事項

(11) 不法行為に対する監督・指導

不法行為防止の啓発活動を行うと共に、不法投棄や不法占用等の不法行為を発見した場合は、速やかな除却及び原状回復等の指導、法令等に基づく適切かつ迅速な是正のための措置等を講じます。



日野川ゴミマップ



不法投棄の状況

(12) 洪水予報・水防警報

日野川・法勝寺川の国管理区間は「洪水予報河川」*および「水防警報河川」**に指定されており、気象庁と共同で洪水予報を発表し、関係機関へ伝達を行い水害に対する種々の準備を促します。また、水防活動の指針となる水防警報を発表し、関係機関の効率的かつ適切な水防活動を支援し、洪水被害の軽減を図ります。

* 洪水予報河川：
洪水予報を発表する河川で、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川のこと。

** 水防警報河川：
洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川のこと。

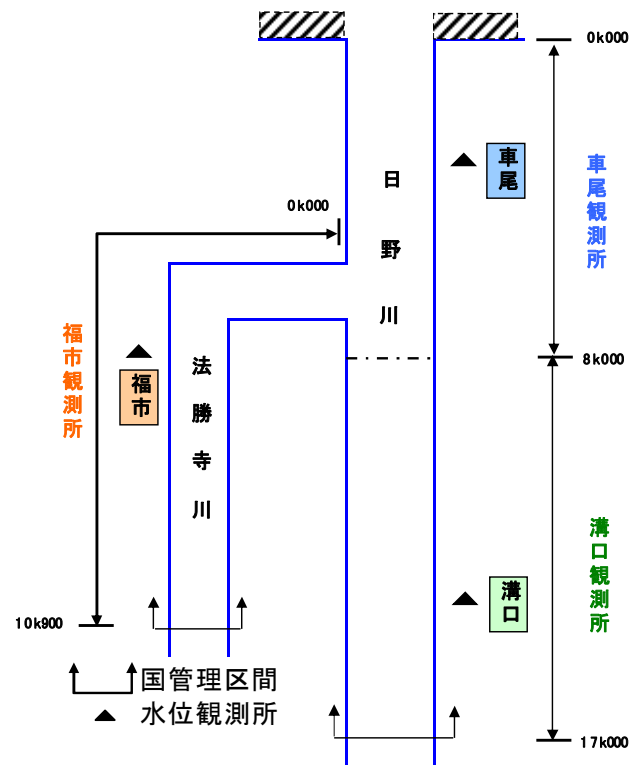


図 5.2.2 日野川における水防警報区間及び対象水位観測所分担区域図

(13) 水位情報等の周知

洪水等による被害を最小限にとどめるためには、地域住民及び関係機関等の受け手の判断・行動に役立つ情報の整備とともに、それを確実に伝えるための体制づくりが必要です。

地域住民に対しては、住民自らが洪水時の危険度を確認できるよう、橋脚等へ量水標及び氾濫危険水位*等の水位表示をします。

また、洪水時において、地域住民の迅速な避難や水防活動等の支援のため、メディアを通じて地上デジタルテレビ放送による災害関連情報（河川の水位・雨量等）の提供を行います。さらに、日野川の防災情報を地域住民と共有できるように、日野川河川事務所のホームページを活用して、河川整備の現状、雨量や水位及び菅沢ダムの諸量等に関する情報発信に努めます。

なお、地震・津波の発生時においては、河川管理施設の点検を行うとともに河川情報を適切に収集し、関係機関等へ津波による水防警報等の迅速な情報伝達を実施します。



■「川の防災情報」による情報提供

現在の雨量、水位、洪水予報等の情報をリアルタイムに提供。大雨・集中豪雨による水害、水難時の迅速・的確な避難等が可能になります。



●ホームページ <http://www.river.go.jp/> ●携帯サイト <http://i.river.go.jp/>

■河川画像提供

ホームページで管内の河川の CCTV 画像による水位情報を提供。



日野川堰右岸



法勝寺川福市観測所

●ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/hinogawa/river/place.php>

* 氾濫危険水位
洪水により、家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こるおそれがある水位のこと。

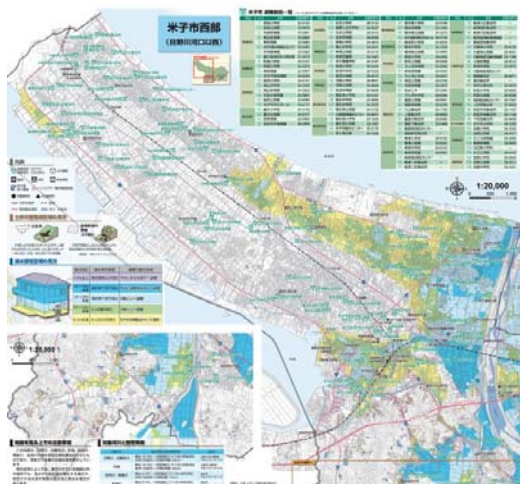
1 **(14) 排水ポンプ車の運用**

2 水門・樋門等を通じて日野川・法勝寺川に流入する支川では、洪水時に日野
3 川等への排水が困難となることがあります。そのため、応急的な排水対策とし
4 て、地方公共団体からの要請により排水ポンプ車を機動的に活用し、浸水被害
5 の防止又は軽減を図ります。

6
7 **(15) 浸水想定区域の指定、洪水ハザードマップ等の作成支援**

8 洪水時の円滑かつ迅速な避難を
9 確保し、又は浸水を防止すること
10 により、水災による被害の軽減を
11 図るため、想定し得る最大規模の
12 洪水等が発生した場合に浸水が想
13 定される区域を洪水浸水想定区域
14 図として指定し、公表します。

15 今後、河川改修の進捗、対象と
16 する降雨等の外力の変更、道路整
17 備や区画整理による地形の改変
18 等に伴い、浸水想定区域の大幅な
19 変更が見込まれる場合は適宜
20 更新します。



21 **図 5.2.3 米子市洪水ハザードマップ**
22 **(平成 22 年 6 月)**

23 洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため浸水想定区域、避難場所等
24 を記載したハザードマップの更新の際には、地方公共団体の作成、普及への支
25 援を行います。

26 さらに、地域住民、学校、企業等が防災に対する意識を高め、洪水時に自主
27 的かつ適切な行動をとれるよう、ハザードマップを活用した防災訓練、防災計
28 画検討等の取り組みへの必要な支援を行います。

29 **(16) 河川管理施設保全活動**

30 洪水や津波等発生時の河川管理施設保全活動、災害発生時の緊急復旧活動等
31 のために、所要の資機材の備蓄・確保等に努めるとともに、資機材の保管状況
32 を定期的に確認します。

33 なお、洪水や地震等により堤防の機能が損なわれる等の河川管理施設が損壊
34 した場合には、被災情報を迅速に収集するため、必要に応じてこれらの施設の
35 整備・管理等に関して専門の知識を持つ防災エキスパート*と協力し速やかに
36 復旧を行います。なお、許可工作物が損壊した場合には、速やかに対策を図る
37 よう施設管理者に対して適切な指導を行います。

38 * 防災エキスパート：
39 公共土木施設等の整備・管理等について専門の経験や知識を持つボランティアの方々を登録した
40 もの。地震・風水害等の大規模災害が発生したとき、公共土木施設等の被災情報を収集し管理者に
報告することにより、被災地の被害拡大の防止と復旧・復興に役立てることを目的とした制度。

(17) 水防活動等への支援

水防活動を迅速かつ円滑に行うため、水防計画に基づき水防管理団体が行う水防に協力するとともに、水防時の安全確保に努めます。また、その主体となる自治体や関係機関、河川管理者からなる「日野川水系水防連絡会」を定期的
に開催し、連絡体制の確認、重要水防箇所
の周知の徹底及び合同巡視、水防訓練等を実施し、防災体制の充実を図るとともに、水防資機材の備蓄状況等に関する情報の共有化を図ります。

(18) 特定緊急水防活動

洪水、津波等による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い侵入した水を排除する他、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動（特定緊急水防活動）を行います。

(19) 地域防災活動の支援

過去の水害等を踏まえ、洪水予報、水防警報の充実、水防活動への支援、水防演習や災害対応演習の実施、情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、地域づくりと一体となった被害軽減対策等を関係機関や地域住民と連携して推進します。

また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者が、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等をする際に、技術的な助言や情報伝達訓練等による積極的な支援を行い、防災・減災力の向上を図ります。

(20) 防災教育の推進

自主防災組織の結成等、地域の自主的な取り組みを促すとともに、学校や地域における防災教育の推進に向けて、積極的に関係機関と連携を図り支援します。また、水防演習においては、市町村や地域住民等の参加を促し、平常時から防災意識の向上を図ります。

一方、地域住民間の交流や連帯感が活性化するよう河川空間（または道路空間）を利用した活動の場や機会を通じて自助・共助・公助が根付く地域社会の構築へ向けた取り組みの支援を行います。

1 **5.2.2 河川環境の保全に関する事項**

2 **(1) 河川環境調査**

3 日野川の自然環境を保全するため、河川及びダムでの「河川水辺の国勢調査」
4 等によって動植物の生息・生育・繁殖状況に関するモニタリングや河川空間の
5 利用状況を確認します。

6 また、河川整備により河川環境が大きく変化し、動植物の生息・生育・繁殖
7 環境に影響をおよぼすことが懸念される場合は、事前に学識者等の意見を聞く
8 など、良好な自然環境の保全に努めます。

9
10 **(2) 水質調査**

11 河川水質の把握及び多様な動植物の生息、生育、繁殖環境の維持・保全を
12 るため、継続的に水質観測を行っています。今後も、水質観測地点において河
13 川維持管理計画で定められた適切な頻度等により水質観測を継続します。

14 また、河川管理者と関係機関により構成する「日野川水系水質汚濁防止連絡
15 協議会」等を開催し、水質に関する情報の共有を進めるとともに、地域と協働
16 で調査を実施し、地域住民に対して水質保全の啓発を行います。

17
18 **(3) 水質事故対策**

19 「日野川水系水質汚濁防止連絡協議会」等
20 を通じて、水質事故の発生時には速やかに情報の
21 収集、通報・連絡を行うとともに、関係機関と
22 の連携のもとにオイルフェンスを設置するな
23 ど、被害の拡大防止に努めます。



水質事故対応

24
25 **(4) 河川利用の場としての維持**

26 河川管理者と地方公共団体、地域住民との連携を進め、河川利用に関する地
27 域のニーズの把握、利用の円滑化に努めます。

28 また、自然とのふれあいや環境学習、イベントやレクリエーション活動等、
29 水辺空間とのふれあいを体験できる河川空間の維持に努めます。

30
31 **(5) 河川美化**

32 日野川流域が有する多様な自然景観や米子市街地、周辺農地や山地等と調和
33 した雄大な河川景観について、その価値について共通認識を持ちながら、地域
34 と連携してその保全と形成に努める必要があります。

35 このため、日野川及び法勝寺川の円滑な維持管理を行うとともに、河川に対
36 する関心を地域住民にもっていただくため、平成20年8月に「日野川流域憲
37 章」を策定し、「日野川への想いを語る会」等を通じて地域住民との連携を図
38 っています。

1 また、河川愛護月間（7月）にあわせ地域参加による「日野川一斉清掃」を
2 実施し、河川愛護月間等を通してゴミの持ち帰りやマナー向上等の啓発活動に
3 努めます。

4 地域と一体となった河川清掃について、今後も継続して協力が得られるよう、
5 環境学習等を支援します。

7 (6) 河川の安全利用

8 利用者の自己責任による安全確保とあわせて、水辺や水面等の河川利用にお
9 ける事故防止を目的として、安全利用点検に関する実施要領に基づいた関係施
10 設の点検を実施します。

11 河川利用の特に多い場所等で、河川利用に対する危険又は支障を認めた場合
12 には、河川や地域の特性等も考慮して陥没等の修復、安全柵の設置、危険性の
13 表示、情報提供、河川利用に伴う危険行為禁止等の教育・啓発の充実等の必要
14 な対応を検討し、河川の安全な利用について配慮します。

15 また、高水敷の占用*による利用施設が適切に利用あるいは管理されるよう、
16 占有者に対して適切な監督・指導を行います。

17 なお、河川空間の適正な保全と利用の調和を図る際には、河川環境の特性と
18 利用実態、地域住民からの要請等との整合を踏まえ、「日野川水系河川環境管
19 理基本計画」に基づき管理を行います。

21 (7) 環境教育の推進

22 地域住民が主体となって行っているさまざまな環境保全への取り組みや河
23 川愛護活動、貴重な自然や水辺環境とのふれあいの体験等への取り組みにつ
24 いて、出前講座等により支援するとともに、市民団体、地域の教育委員会や学校
25 等、関係機関と連携し、推進するよう努めます。

27 (8) 菅沢ダムにおける水源地域ビジョンの推進

28 菅沢ダムでは、水源地域の自立的で持続的な活性化を図るとともに、流域内
29 の連携と交流を進めながら流域全体の発展を図る目的として、水源地域の自治
30 体、住民とダム管理者が共同で水源地域ビジョン**を策定しています（平成19
31 年3月）。

32 ダム湖周辺は、親水活動、各種イベント、ダム見学会等を通して地域住民の
33 交流や教育の場として、地域活性化に寄与しており、今後も水源地域ビジョン
34 の推進を通じて、水源地域を支援するとともにダムや周辺施設に関する情報発
35 信に努めます。

36 * 高水敷の占用：

37 河川法の許可を受けて、公共性または公益性のある事業または活動のために河川敷地を利用すること。占用施設が公園、スポーツ広場等の場合、許可を受ける占有者は関係自治体であることが多い。

** 水源地域ビジョン：

ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化を図るため、水源地域及び下流受益地の自治体、住民及び関係機関と広く連携し、ダム周辺の環境整備、ダム湖の利用、活用の促進及び上下流の住民交流等を図るための行動計画。

1 **(9) 兼用道路及び河川に隣接する道路**

2 堤防の上面に設けられた兼用道路及び河川に隣接する道路については、河川
3 敷地利用の快適性や安全性の向上等が図られるよう、必要に応じて道路管理者
4 と調整を行います。

5
6 **(10) 景観に関する施策との調整**

7 日野川・法勝寺川には、堰による変化のある流れ、中州や草木類、樹木等によ
8 る多様な河川景観が形成されています。

9 今後河川内における工作物設置等の際には、必要に応じて、「米子市景観条
10 例」の景観に関する施策と調整を図ります。

11
12 **(11) 渇水への対応**

13 渇水により、地域住民の生活や社会活
14 動、農業生産等への被害、魚類等をはじめとした自然環境への悪影響を与えるお
15 それがある場合には、「日野川流域水利用
16 協議会」において水利用に関する情報を
17 日野川河川事務所、鳥取県、米子市、日
18 吉津村、南部町、伯耆町、江府町、日野
19 町、日南町等と共有し、迅速な対応が図
20 られる体制を常に確保するとともに、地
21 域住民に対して節水を呼びかける等、節
22 水意識の向上や水利用の調整に努めます。



日野川流域水利用協議会

23
24 渇水時には、河川環境への影響把握のため通常の河川巡視で状況を確認する
25 ことに加えて、必要に応じて水深、水量、流速、河床状態、水質、生物等につ
26 いての河川調査を実施します。

27
28 **(12) 地域住民等との連携・協働**

29 地域住民の方々に、河川管理の必要性を理解していただけるよう広報に努め
30 ます。具体的には、記者発表、ホームページ、出前講座等を活用し、沿川自治
31 体等とも協働して、分かりやすく広報するよう努めます。

32 また、河川サポーター*の継続、住民団体等による河川清掃活動等を通して
33 意見を交換し、河川に対する河川管理者と地域住民との意識の共有を図るとと
34 もに、河川への関心を高め、地域住民との連携により地域と一体となった河川
35 管理に努めます。

36 * 河川サポーター：

37 ボランティアとして日常生活の範囲内で知り得た河川に関する情報（河川利用に関する要望、河
38 川環境の悪化や河川利用上の支障となるような状況、ゴミの投棄や河川及び施設等の異常、地域の
イベント等の情報等）の河川管理者への情報提供、地域の方々への河川愛護思想の普及啓発活動を
任意で行っていただく制度。

5.2.3 総合土砂管理

日野川では、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、日野川流域が持つ土砂供給能力を最大限に引き出し、海岸域への土砂供給による海岸線の維持、回復に向けた検討・対策を行うとともに、河床高や河床材料の経年変化等の土砂移動に関する継続的なモニタリング等を実施し、その結果を検証しながら順応的な土砂管理を行います。

なお、実施にあたっては、日野川水系及び皆生海岸の河川・砂防・海岸等の各管理者や事業者等で構成される、「日野川水系及び皆生海岸総合土砂管理連絡協議会」（平成23年9月設立）にて情報共有・調整を図り、必要に応じ学識者等からの技術的な指導・助言を頂きながら取り組んでいきます。